

印西市放射線対策情報

No.6

民有地の除染(戸建て住宅などの除染)の受け付けを開始します

今年1月1日に完全施行された「放射線物質汚染対処特措法」に基づき、市では「印西市放射性物質除染実施計画」を4月に策定しました。

この計画では、長期的な目標として「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指します」としています。

これから民有地における住宅についても、主に国による財政措置の下、市が除染実施主体となり、空間放射線量を測定した上で、その結果に応じて除染を進めていきます。

除染対象となっている人は、次の内容を確認し申し込んでく

Table with 2 columns: 学区 (District) and 学区に含まれる除染対象区域 (街区名※) (Targeted decontamination areas within the district). Lists various districts like 大森小学校区, 木下小学校区, etc., and their corresponding street names.

※複数の学区にまたがる字は「〇〇の一部」と表記。

除染の流れ: 空間放射線量の事前測定を行い、地表から1mの高さでの測定値が、毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合、申込者と除染作業について協議し、合意を整え、後日作業を行います。合意のない場合は除染作業を行いません。

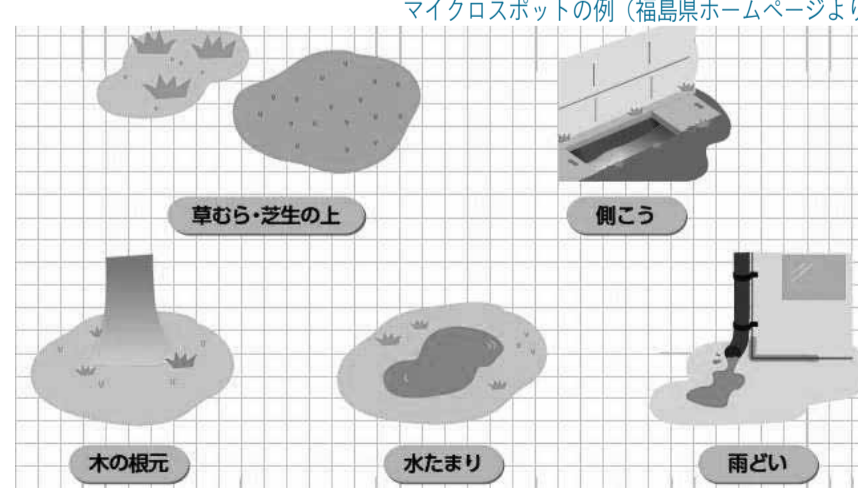
申請期間: 小学生以下の子どもまたは、妊婦の居住世帯は、10月1日から10月31日まで。それ以外の世帯は、11月以降から開始。

生活空間(住宅など)における除染の手引き

1. 環境中の放射性物質による被ばく線量を下げるとの方法(環境省HPより)
環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減するための方法には、「取り除く」、「遮(さえぎ)る」、「遠ざける」の3つがあります。



2. 除染作業を行うための自宅の空間放射線量の把握
現在、住宅環境において原因となっている放射性物質は放射性セシウム(Cs-134:半減期約2年、およびCs-137:半減期約30年)です。



3. 除染作業について
除染作業は、放射性セシウムを除去し、放射線を低減させるために行うもので、その作業内容は一般家庭で行われている清掃の手法とほぼ同じです。

- 【作業時の注意点】
①服装は、放射性セシウムが付着してもすぐに落とせるような服装が望ましい。
②こまめに水分補給を行い熱中症には十分気をつける。
③高所作業を行う場合には、安全対策(ヘルメットなど)をしっかり講じ注意を払う。
④子どもを放射能から守るために行う作業なので、子どもや妊婦などには作業をさせないだけでなく、作業場所の周辺に立ち入りさせない。
【作業方法】
①除染対象の箇所や環境に応じて、作業を行うために必要な用具類を使用する。
②「発生したごみ等の処理」と「保管方法」
③「局所的に数値が高い」と言われている雨樋下などの土壌の除染作業方法の例
(A)「天地返しの方法」: 土の表層と下層を入れ替える
(B)「埋設する方法」: 敷地内であまり近づかない場所に、穴を掘って土(覆土)を掛けて埋める
【作業後の注意点】
①手洗い、うがい、シャワーなどで汚れを落とします。
②衣類などは、速やかに洗濯します。(日常の洗濯で十分です。)再使用できます。
③使用したマスク、手袋、ぞうきんなどの使い捨てものは、家庭系ごみとして処分します。
④長靴やその他用具類は、よく洗い汚れを落としてください。
※詳しくは下記まで。
環境保全課放射線対策室(☎内線366~368)。